

# 心の原風景 —我が母校—

## 佐渡市立行谷小学校

今年度で創立百十二周年を迎えた行谷小学校の教育目標は、「明るく 仲良く たくましく」です。現在の児童数は65人。今年度から、3・4年生が複式学級となりました。

行谷小学校の一番の特徴は、「トキの学習」に全校で取り組んでいることです。学校グラウンドデザインにある教育テーマには、「佐渡の空に再びトキの群れを」と掲げています。日本で唯一トキを飼育したことのある学校であり、トキを学習することを通して子どもたちの生きる力を育成することを目指しています。

地域と連携を図りさまざまな学習に計画的に取り組んでいます。主な学習は次の通りです。

### 【水辺の生き物調べ(6月)】

「トキのえさ場で、水辺の生き物の様子を観察することに より、佐渡の自然や環境に対する関



水辺の生き物調べの活動

心を高める。」ことをねらいとして、活動を行いました。新潟NPO、水辺の会、環境省、JAの方々からご協力いただき、地域子ども会ごと4地区に分かれて、どのような生物が生息しているか調査を行いました。子どもたちはボランティアの支援を受けながら、熱心に調査することができました。

### 【トキ解説員(5~6月)】

トキ学習で学んだことを発信するため、3年生から6年生までの子どもたちはトキ解説員を務めています。修学



トキ解説員の活動

旅行で佐渡を訪れる他校の子どもと交流しながら解説をしたり、観光客に解説をしたりしています。

総合的な学習で学んだことをイラストやクイズを取り入れながらまとめ、聞いてくださる方に分かりやすく伝えようと工夫しています。この活動に継続して取り組むことで、子どもたちの表現力やコミュニケーション能力が育っています。

### ◆教育委員会学校教育課

(両津支所内) ☎23-4898

## 生活情報 さど

# 「敷金が返ってこない！」

## というトラブルにご注意

### —賃貸住宅の敷金返金と原状回復—

転勤や進学などが多いこれからの時期は、賃貸アパートなどを退去した後、「家主に預けておいた敷金が返ってこない」、「部屋の原状回復費用として敷金だけでは足りずに追加の費用が請求された」などの相談が寄せられます。

### 【原状回復の考え方】

不動産賃貸物件を退去する時、借主には建物の原状回復義務がありますが、これは、借りた当時のままの状態に戻すという意味ではありません。原状回復義務とは、借主の故意や不注意によって生じた傷や汚れのない、ということ、経年変化や通常の使用による傷や汚れなどは、すでに月々の家賃に含まれていると考えられるので、家主負担ということになります。また、たとえ借主が不注意で畳に飲み物をこぼし、シミが残っていたとしても、部屋の畳すべてではなく、汚れた部分のみの補修工事(原則1枚単位から)を負担すればよいことになっています。

ただし、入居時に交わした契約書

等に原状回復に関する特約事項の記載があれば、その内容が優先されますのでご注意ください。

※原状回復の考え方についての詳細は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」をご覧ください。

### 【トラブル防止策】

- ・入退去時に、部屋の状況を写真に撮っておくなど状況を記録しておく。
- ・退去時の原状回復について、賃貸借契約書や重要事項説明書で内容を把握しておく。
- ・ガイドラインをよく読んで上で、退去の立会いに臨みましょう。

### お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター  
(佐和田行政サービスセンター内)  
(平日) 午前9時~午後4時  
☎57-8143

